

給水装置工事申請書の添付書類の変更について

給水装置工事申請書の添付書類について、令和7年4月申請受付分より、下記のとおり変更します。

1. ファインバブル発生器について

ファインバブル発生器を設置する場合、「構造材質基準の認証登録書」の写し、「残留塩素測定試験報告書」の写しの、添付を求めていましたが、以下の製品については不要とします。

品 名：Bubble-Meister Be-Life 製 造：トーフレ株式会社 日本水道協会 認証登録番号：Z-393, Z-399
--

品 名：Beauty Aqua 製 造：株式会社創建エース 日本水道協会 認証登録番号：Z-410

【注意事項】

- ・製品の構造材質基準への適合、残留塩素濃度の確認は、給水装置工事主任技術者の責任において、必ず確認を行ってください。
- ・活水器の設置に関する誓約書の提出は必要です。
- ・製造者と販売者が異なる場合は、当該製品であることを確認した旨を設計書に記載してください。

例：設置する活水器の標記は(株)○○となっていますが、△△製造（上記2つの製造のどちらか）の認証品であることを確認しました。給水装置工事主任技術者 ○○○○